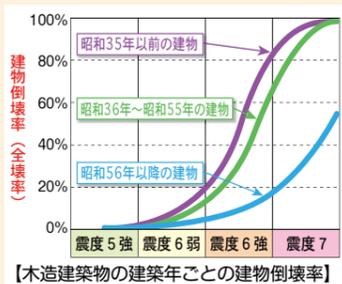




あなたの家は安全ですか!!



要件を満たす住宅耐震改修を行った場合、次のような特別控除および減額措置を受けることができます。(居住者が改修を行った場合に限る)

1. 所得税額の特別控除

当年分の所得税額から当該住宅耐震改修に要した費用の10%に相当する額(ただし、20万円を上限)が控除されます。確定申告を行う必要がありますが、その際の住宅耐震改修証明書は、本庁建築住宅課で審査の上、発行します。

2. 固定資産税の減額措置

固定資産税額の減額措置の適用対象となります(耐震改修の費用の額が30万円未満である場合を除く)。また、この場合の証明書も、建築住宅課で審査の上、発行します。

【診断補助金の額】
交付対象経費の3分の2と



【事前相談・受付先】
本庁建設部建築住宅課建築指導グループ(内線3643)

- 【補助金交付の要件】
次の①～③のすべての要件を満たす場合に交付
- 耐震診断または耐震改修工事を行う木造住宅の居住者または所有者であること
 - 市税などを滞納していないこと
 - 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅、長屋および共同住宅で、2階建て以下かつ延べ面積500㎡以下のも

【改修補助金の額】

交付対象経費総額とし、1棟につき30万円が限度額

募集

【耐震診断】10棟
期間 平成21年7月1日(水)～31日(金)先着順
*既に耐震改修を終えている場合は対象外、診断を受ける場合は対象となる場合があります。

【耐震改修】30棟
期間 平成21年5月20日(水)～6月30日(火)先着順
*既に耐震診断を終えている場合は対象外

耐震診断・改修補助金制度スタート

市では、地震による木造住宅の倒壊などの被害を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するため、耐震診断および耐震改修の費用に補助金を交付します。



主な施設の概要

- 本館…集会室、視聴覚室、工作室、食堂、プラネタリウム室など
- プレイホール…体育館(バレーコート・バスケットコート1面、バドミントンコート2面)
- 宿泊棟…2棟(定員248人)
- キャンプ施設…テントサイト38基(定員228人)
- 野外宿泊施設…バンガロー3棟(定員15人)
- 森の遊学館…研修室2室
- ふれあい工房…木工旋盤、電動糸のこぎり機、電動ろくろなど設置
- 寺山陶遊窯…穴窯・電気窯
- ふれあい炭焼窯…ドラム缶式炭焼窯
- 野外活動施設…自転車モトクロス場、チームワークゲーム、冒険の森など

利用できる団体

当所での研修を目的とする5人以上の団体(幼稚園、保育園、学校、PTA、スポーツ少年団、子ども会、部活動、家族、グループ、企業など)
なお、見学は自由にできますので、お問い合わせください。

活動内容と利用手続

自主活動のほかに、用意してある活動プログラムから選択できます。
活動プログラムは、天体観察、プラネタリウムなどの自然観察、自転車モトクロス、冒険の森活動、野外炊飯などの野外活動、プラホビー(プラスチック工作)、どんぐりトトロ、木工、陶芸などの創作活動など、数多く準備しています。
事前に希望日と活動内容を相談して、使用許可申請書を利用日の20日前までに提出してください。

主な使用料

研修施設	1人1研修	高校生以下100円 一般150円
宿泊棟	1人1泊	
テント	1人1泊	
寝具	1人1セット	
野外宿泊施設	1人1泊	

*本市内の幼稚園・保育園・小中学校の園児・児童・生徒の団体およびスポーツ少年団、子ども会などの少年団体については、研修施設使用料などが免除されます。また、活動に伴う材料代などについては、事前にご確認ください。
*宿泊棟・野外宿泊施設の空調設備(エアコン)は、コインタイマー式(1時間100円)です。

■問合せ先 ☎ 0996(29)2114 ☎ 0996(29)2115 🌐 <http://www.edu.satsumasendai.jp/shizen/>

ご利用ください

少年自然の家

てらやまんち

今年で開所22年目を迎える少年自然の家は、川内川が中央部を貫流する市街地を眼下に、標高230mの寺山に位置しています。
四季折々に目を楽しませてくれる花々、愛らしい姿が美しい野鳥や山野草、昆虫類など、周囲を豊かな自然に囲まれた環境の中にあります。



- 【交通案内】
- JR川内駅から車で15分、徒歩約70分
 - 最寄りのバス停(山田山、鹿児島純心女子大学)から徒歩約30分
 - こどもの日フェスタ、てらやまんちフェスタなどのイベント時は、国際交流センターからシャトルバスを運行



長期優良住宅建築等計画の認定制度

平成21年6月4日スタート

当制度は、住宅を長期にわたり使用することにより、住宅の解体や除却に伴う廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷を低減するとともに、建て替えに係る費用の削減によって国民の住宅に対する負担を軽減し、より豊かで、優しい暮らしへの転換を図ることを目的としています(県または市が認定)。

認定基準

長期使用構造、住宅の規模、居住環境に配慮、維持保全の方法・期間・資金計画などを審査

認定手数料(確認申請併願は別途加算)

- 住宅戸数が一戸のもの=5万円
- *複数戸の場合は別途算出が必要

メリット

- 登録免許税
保存登記…0.15%→**0.1%**
移転登記…0.3%→**0.1%**
- 不動産取得税
標準課税からの控除額…1,200万円→**1,300万円**
- 固定資産税
新築住宅に係る減額特例の適用期間が3年間→**5年間**
- 住宅ローン減税の拡充(所得税)
最大控除額…500万円→**600万円**
- 建築確認申請の併願が可能

【計画書の提出先】=県北薩地域振興局土木建築課または本庁建築住宅課